

# 誓約書

小城市長 江里口 秀次 様

小城市家庭用浄化槽設置整備事業により、浄化槽を設置するにあたり、下記のことについて誓約します。

## 記

- 1 浄化槽の設置及び維持管理に係る紛争が生じたり苦情があった場合は、設置者として責任を持って解決します。
- 2 浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・7条検査・11条検査）を適正に行います。
- 3 小城市家庭用浄化槽設置整備事業により、浄化槽を設置した地域が、公共下水道事業または農業集落排水施設事業の計画区域になった場合は、計画に賛同し、供用開始区域となった時は、6ヶ月以内に接続します。
- 4 合併処理浄化槽設置後は、当該番地に居住地を変更し、住民票を移して移住します。
- 5 上記のほか関係法規を遵守します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



※浄化槽設置場所

小城市